

(様式)

## 余部・安町地域実質化された京カ農場プラン

市町村名	地域名 (該当集落名)		当初作成年月	更新年月
亀岡市	亀岡地区	余部町・安町	令和3年	令和4年12月

### 1 集落（地域）が目指す姿

#### (1) スローガン

優良な農地を活用した、土地利用型農業の実現

#### (2) 今後の地域農業のあり方

課題

新規就農者を中心とし、優良な農地を活用し維持を図る。

今後、集落（地域）として取り組もうとする内容（該当部分に○印を記入「複数記入可」）

① 他集落との連携		② 新規就農促進・後継者育成	○	③ 高収益作物の導入・拡大	
④ 低コスト化	○	⑤ 営農組織の設立・法人化	○	⑥ 経営の複合化	
⑦ 6次産業化		⑧ 企業の農業参入(地域参入)		⑨ その他	

取組内容

担い手、後継者の育成の取り組み。

水稻を中心とした営農を基本とし、計画的な作物栽培に努める。

大型農機を導入し、作業効率化とコスト削減を図る。

#### (3) 産地づくり計画

##### ① 現 状（令和4年度）

作 目	生産面積 h a	生産額	備 考
[土地利用型]			
・ 水稻	55	46,750,000	
・			
・			
[野 菜]			
・ 販売用野菜	2	4,000,000	
・			
・			
合計	57		

##### ② 目 標（令和8年度）

作 目	生産面積 h a	生産額	備 考
[土地利用型]			
・ 水稻	55	60,775,000	
・			
・			
[野 菜]			
・ 販売用野菜	2	4,000,000	
・ えびいも	2	18,000,000	
・			
・			
合計	59		

※ 目標年度については、地域の実情に応じ、農地利用など地域の将来像を議論する上で必要な、現状から概ね5～10年後を記載する。

以下の目標年度についても同様とする。

##### ③ 地域の特産物づくりの取組方針

・ 品 目	水稻
・ 普及方法	作業効率の向上を図るため、機械化の取り組み
・ 販売戦略	JA共販

(4) 将来の農地利用のあり方

新規就農者の受け入れを目指し、新たな担い手に農地を集積する。

(5) 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構を活用して、農地の流動化を図る。

(6) 耕作放棄地の解消に向けた取組

組織化により、農地の利用率向上を図る。

(7) 目標達成までのプロセス

年 度	取組方針	具体的な内容
令和4年度	営農継続	農地の継続について
令和5年度	営農継続	農地の継続について
令和6年度	営農継続	農地の継続について
令和7年度	営農継続	任意組織化について
令和8年度	営農継続	任意組織化の準備

## 2 集落（地域）の農業構造

### (1) 農業就業状況(担い手別)

#### ① 現 状（4年度）

項目	農業者数	年齢別							組織数		
		～34才	～44才	～54才	～64才	～74才	～84才	85才～	任意組織	農業法人	
集落（地域）の全体数	56	1		2	14	27	6	6	2	1	1
中核的担い手 中心経営体 その他	認定農業者 (法認定)	3		1		2					
	認定新規 就農者										
	集落営農 組織*1										
	基本構想 水準到達者										
	市 町 村 認定農業者 (地域認定)										
	その他の中心 となる経営体 *2	2	1				1				
	中心経営体計	3			1	1	1				
中核的担い手計	5	1		1	1	2					

\*1・・・農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号八に定める組織（以下「担い手経営安定法」という。）

\*2・・・認定農業者等には該当しないが、意欲ある農業者

#### ② 計 画（8年度）

項目	農業者数	年齢別							組織数		
		～34才	～44才	～54才	～64才	～74才	～84才	85才～	任意組織	農業法人	
集落（地域）の全体数	53	1			10	15	25	2	2	1	1
中核的担い手 中心経営体 その他	認定農業者 (法認定)	3			1		1	1			
	認定新規 就農者										
	集落営農 組織*1										
	基本構想 水準到達者										
	市 町 村 認定農業者 (地域認定)										
	その他の中心 となる経営体 *2	2	1				1				
	中心経営体計					1	1	1			
中核的担い手計	5	1			1	2	1				

\*1・・・農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号八に定める組織（以下「担い手経営安定法」という。）

\*2・・・認定農業者等には該当しないが、意欲ある農業者

(2) 中核的担い手の概要

属性	中核的担い手 (氏名) (集落名)	経営者・代表者の年齢	構成員 (従業員)	後継者の有無	現状[4年度]		計画[8年度]		農地中間管理機構からの借入希望の有無	取組内容	活用が見込まれる施策
					経営内容 (作目)	経営規模 (ha, 頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha, 頭数等)			
認農	(余部町)	才	1名		水稲	10ha	水稲	14ha	無	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦
認農	(余部町)	才	5名	有	水稲	1ha	水稲	1ha	無	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦
					野菜苗ハウス	40a	野菜苗ハウス	40a			
					野菜苗露地	40a	野菜苗露地	40a			
					玉ねぎ苗	50a	玉ねぎ苗	50a			
					葉ボタン	10a	葉ボタン	10a			
認農	(余部町)	才	1名		水稲	10ha	水稲	10ha	無	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦
	(余部町)	才	1名		水稲	2ha	水稲	4ha	無	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦
	(余部町)	才	1名				えびいも	2ha	無	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦
経営規模計(ha)						24,4ha		32,4ha			

※ 1：「属性」欄には、個人の認定農業者（法認定）は「認農」、法人の認定農業者（法認定）は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、基本構想水準到達者は「到達」、個人の市町村認定農業者（地域認定）は「市認農」、法人の市町村認定農業者（地域認定）は「市認農法」、担い手経営安定法第2条第4項第1号ハに定める法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農組織は「集」と記載する。

※ 2：「経営規模」欄には、プランの対象地区内における中核的担い手の経営面積と農作業受託面積を分けて記載する。

■プラン提出に当たっては個人名の省略を可能とする。

(3) 近い将来農地の出し手となる者と農地

近い将来農地の出し手となる農業者(氏名)	年齢	現状[〇〇年度]		計画[〇〇年度]		利用しなくなる農地面積(ha)	うち農地中間管理機構への貸付け希望の有無		備考(今後の役割等)
		経営内容(作目)	経営規模(ha、頭数等)	経営内容(作目)	経営規模(ha、頭数等)		農地面積(ha)	貸付等時期	
	才								
	才								
	才								
	才								
経営規模等計(ha)									

別紙参照

■プラン提出に当たっては個人名の省略を可能とする。

(参考) その他の農業者の状況

経営内容(作目) ことこの経営体数	経営規模の合計(ha、頭数等)	現状と今後の見込み	備考

別紙：近い将来農地の出し手となる者の農地（任意記載事項）

8年度までに貸付等が予定されている農地								
番号	耕地地番	地目	貸付等の区分別面積（ha）			貸付等の 予定年度	農地中間管理 機構への貸付 を予定	備 考
			売渡	貸付	作業委託			
	名前	年齢	耕地面積(a)					
	S		25					
	S		110					
	S		28					
	N		28					
	I		85					
	I		72					
	F		12					
	N		31					
	N		28					
	N		42					
	K		85					
	F		60					
	I		22					
	i		10					
	H		65					
	H		12					
	N		62					
	M		38					
合計			815					

- ※1：備考欄には、必要に応じて将来連携する中核的担い手の氏名を記入すること。
- ※2：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化  
交付金の成果実績払いの対象とする場合には、地番、面積を記載することが必要となるため、  
留意すること。

(4) 地域における担い手の確保状況

担い手は十分確保されている 担い手はいるが十分ではない / 担い手がいない

(5) 耕地面積及び農地利用状況

① 耕地面積(現状4年度)

耕地面積 (ha)	耕作放棄地		水田	畑		樹園地		中核的担い手 への地域内の 集積等面積 (上段ha 下段%)	水田	畑	樹園地
	耕作放棄地	耕作放棄地		耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地				
60ha			60ha	3ha				24.4ha 40%	24.4ha 40%		
								うち、中 心経営体 の面積 37%	22.4ha 37%		

\*中核的担い手への地域内の集積等面積については、経営面積と農作業受託面積を区分して記載すること。

② 耕地面積(計画8年度)

耕地面積 (ha)	耕作放棄地		水田	畑		樹園地		中核的担い手 への地域内の 集積等面積 (上段ha 下段%)	水田	畑	樹園地
	耕作放棄地	耕作放棄地		耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地				
60ha			60ha	1ha				32.4ha 54%	32.4ha 54%		
								うち、中 心経営体 の面積 44%	26.4ha 44%		

\*中核的担い手への地域内の集積等面積については、経営面積と農作業受託面積を区分して記載すること。

③ 対象集落(地域)の現状

a	地区内の耕地面積	60.00 ha
b	アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕地面積の合計	40.00 ha
c	地区内における60歳以上の農業者の耕作面積の合計	31.00 ha
	i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	9.00 ha
	ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	18.00 ha
d	地区内において今後中核的担い手が引き受ける意向のある耕作面積の合計	8.00 ha
e	地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	4.00 ha
	(備考)	

※1:cの「歳以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載すること。

※2:d及びeの面積は、上記の該当する区分の計画の合計から現状の合計を差し引いた面積を記載すること。

※3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載すること。

※4:話し合いに活用した地図を添付すること。

(6) 対象地区内における中核的担い手(中心経営体)への農地の集約化に関する方針

余部町・安町工区の組織に農地の情報を集約して中間管理機構を利用する。
------------------------------------

※ 中核的担い手への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定しているが、その「集落」の範囲は、話し合いが可能な範囲で、地域の実情に応じ柔軟に設定することも可能とする。

### 3 集落（地域）営農推進体制

#### (1) 農地利用調整の組織

・ 現 状	個人
・ 計 画	ほ場整備終了後、任意組織化・機械化についての検討 中間管理事業の活用

#### (2) 農作業受託などの作業調整組織

・ 現 状	個人
・ 計 画	任意組織等による受託

#### (3) 農業用施設管理体制（農道、水路、ポンプなど）

・ 現 状	余部町・安町各農家組合・水利組合 管理
・ 計 画	余部町・安町各農家組合・水利組合 管理

※ (1)～(3)に関する組織図を添付してください。

### 4 目指す姿を達成するために必要な農業用機械・施設等整備事業計画 (機械、施設、農地、農道、水路、ポンプ、耕作放棄地解消対策など)

事業主体	取 組 内 容	必要な機械・施設	実施事業	実施年度				
				4	5	6	7	8
余部・安町工区	機械化検討	農業用施設・倉庫・車庫・ポンプ						○
		トラクター・コンバイン・籾摺り機						○
		田植え機・乾燥機・計量器・色選機						○

本プランをそのまま公表する場合、特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得るなど個人情報保護条例等に抵触しないようにすること。なお、本人の同意が得られない場合等には、個人が識別されないよう留意すること。